# 令和7年2月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第	4 =			喜『関																	事•	•	•	•		1
議案第	5 5	ヺ	久て	喜 ī •	<b></b>	任 ·	期 •	付 •	市 •	費 •	負 ·	担 •	教 •	職 •	員 •	の ・	任 ·	用 •	に・	つ・	い ・	•	•			2
議案第	6 7	<u>⊒.</u>		3 掉 案)												画•	実 ·	施•	計 •	画•	•	•				3
議案第	7 =	<u> </u>		喜 ī 改 ī		-														•	部 •	•	•	•		4
議案第	8 5			喜 ī 部 ð																		•	•	•	1	8
議案第	9 7			喜 「 一 ;																		•	•	•	2	2
議案第1	0 5	-		喜 ī 改 ī						-	-											•	•	•	2	4
議案第1	1 5			喜 i 令 i								指 •	導 •	員 ·	規 •	程 •	を・	廃 •	· •	す・	る・	•	•	•	2	S
議案第1	2 7	<u>コ</u> ,		喜言等の																		•	•	•	3	1
議案第1	3 5			喜さ												要•	綱•	を・	廃 •	• 正	す・	•	•	•	4	3
議案第1	4 7			喜 i す i																	廃 •	•	•	•	4	5

#### 議案第4号

久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申に ついて

久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関し、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、別紙のとおり埼 玉県教育委員会に対し内申することについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

議案第4号 「久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

## 議案第5号

久喜市任期付市費負担教職員の任用について

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例第2条の 規定により、市費負担教職員を別紙のとおり任用することについて議 決を求める。

令和7年2月21日提出

議案第5号 「久喜市任期付市費負担教職員の任用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

## 議案第6号

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画(案)について

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画(案)について、別冊のとおり決定したいので議決を求める。

令和7年2月21日提出

## 議案第7号

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則に ついて

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を、別紙のとおり改正する ことについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務局組織規則(平成22年久喜市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の表学校施設課の部(8)の項中「小・中学校」を「小学校、中学校 及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立小・中学校管理規則の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校管理規則(平成22年久喜市教育委員会規則第15 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第2項第3号中「小学校」の次に「及び義務教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

第23条第1項中「中学校」の次に「及び義務教育学校(後期課程に限 る。)」を加える。

(久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則(平成22年久喜市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表第1鷲宮地区の部久喜市立上内小学校の項を削り、同部久喜市立砂原小学校の項中「及び上内小学校」を削る。

別表第2鷲宮地区の部久喜市立鷲宮西中学校の項中「及び上内小学校」を削る。

第4条 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則 第1条中「及び久喜市立中学校」を「、久喜市立中学校」に改め、「(以下「中学校」という。)」の次に「及び久喜市立義務教育学校(以下「義務教育学校」という。)」を加える。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「前2条に規定する就学すべき小学校又は中学校」を「前3条に規定する就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校(以下この条において「学校」という。)」に、「小学校又は中学校の属する」を「学校の属する」に、「又は別表第2の地区の欄」を「、別表第2の地区の欄又は別表第3の地区の欄」に、「就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校」を「就学すべき学校以外の学校」に改め、同条第2項中「小学校又は中学校」を「学校」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第3項中「就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校」及び「就学すべき小学校または中学校以外の小学校又は中学校」及び「就学すべき小学校または中学校以外の小学校又は中学校」を「就学すべき学校以外の学校」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(義務教育学校の学区)

第4条 義務教育学校の学区は、別表第3のとおりとする。

別表第1鷲宮地区の部久喜市立鷲宮小学校の項を削り、同部久喜市立砂原小学校の項中「(鷲宮小学校の通学区域を除く。)」を削る。

別表第2鷲宮地区の部中久喜市立鷲宮西中学校の項を削る。

別表第3中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、同表中

 1 転 小 1~4
 (1) 4月1日以降転 (1) 学期転出証明書又

 居 学 年
 居・転出し、通学上支障 末又は学年は住民票

•	校		のない場合	末まで
転		$5\sim6$		(1) 卒業
出		年		まで
の	中	全学年	(1) 4月1日以降車	云(1) 卒業
場	学		居・転出し、通学上支障	章 まで
合	校		のない場合	

\_

を

Γ

1 転	小	$1 \sim 4$	(1)	4 月	1日以降転	(1)	学期	転出証明書又
屋	音学	年	居•転	出し、	通学上支障	末又に	は学年	は住民票
-	校		のない場	易合		末まで	5	
転	ż	$5\sim6$				(1)	卒業	
出	1	年				まで		
0,	中	全学年	(1)	4 月	1日以降転	(1)	卒業	
場	景学		居•転	出し、	通学上支障	まで		
合	於校		のない場	易合				
	義	$1\sim4$	(1)	4 月	1日以降転	(1)	学期	
	務	年	居・転	出し、	通学上支障	末又に	は学年	
	教		のない場	易合		末まで	5	
	育	5~9				(1)	卒業	
	学	年				まで		
	校							

に改め、同表2の項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加

#### え、同表4の項中

Γ

(1) 小学校1~4年については学期末まで小学校5・6年については卒業まで中学校については卒業まで

を

Γ

(1)小学校1~4年については学期末まで小学校5・6年については卒業まで中学校については卒業まで義務教育学校1~4年については学期末まで義務教育学校5~9年については卒業まで

に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。 別表第3 (第4条関係)

地区	学校名	通学区域
鷲宮	鷲宮西小中学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷲宮の各一部(砂原小
地区		学校の通学区域を除く。)、栄1丁目、葛梅1丁目、
		葛梅2丁目、葛梅3丁目

(久喜市就学援助規則の一部改正)

第5条 久喜市就学援助規則(平成22年久喜市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市生徒指導推進委員会規則の一部改正)

第6条 久喜市生徒指導推進委員会規則(平成22年久喜市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組織)

- 第3条 生徒指導推進委員は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会が委嘱する。
  - (1) 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(次号及び第4号において「学校」という。)の生徒指導主任又はこれに代わる者
  - (2) 学校の校長の代表者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 学校のPTAの代表者

第6条中「教育委員会指導課が担当する」を「教育部指導課において処理する」に改める。

(久喜市立小学校安全監視員規則の一部改正)

第7条 久喜市立小学校安全監視員規則(平成22年久喜市教育委員会規則第2 2号)の一部を次のように改正する。 第1条中「(以下「市立小学校」という。)」を「(義務教育学校の前期課程を含む。以下「市立小学校」という。)」に改める。

(久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第8条 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則(平成22年久喜市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第17条第7号中「中学校長」を「中学校又は義務教育学校の校長の代表者」に改める。

(久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第9条 久喜市立学校給食センター条例施行規則(平成22年久喜市教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。)」を、「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。)」を加える。

(久喜市生涯学習推進会議規則の一部改正)

第2条の表中「久喜市内小・中学校校長会」を「久喜市内小・中・義務教育 学校校長会」に改める。

第3条中「教育委員会生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に改める。

(久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則の一部改正)

第11条 久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則(平成22年久喜市教育 委員会規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則 第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条中「所管の小学校及び中学校施設」を「所管する小学校、中学校及び 義務教育学校の施設」に改める。

第4条第1項中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

様式第2号中「久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則」を「久喜市立 小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則」に改める。

(久喜市通級による指導規則の一部改正)

第12条 久喜市通級による指導規則(平成22年久喜市教育委員会規則第53 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第3号並びに第3条中「小・中学校」を「学校」に改める。 第4条第1項中「小・中学校の校長」を「学校の校長」に改める。

(久喜市日本語指導員規則の一部改正)

第13条 久喜市日本語指導員規則(平成22年久喜市教育委員会規則第54 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第4条中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市教育活動指導員・支援員・看護支援員規則の一部改正)

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条から第4条までの規定中「小・中学校」を「学校」に改める。 (久喜市教育相談員規則の一部改正)

第15条 久喜市教育相談員規則(平成22年久喜市教育委員会規則第56号) の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条から第4条までの規定中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市外国語指導助手及び主任外国語指導助手就業規則の一部改正)

第2条第5号中「久喜市立の小学校」の次に「及び義務教育学校(前期課程に限る。)」を加え、同条第6号中「久喜市立の中学校」の次に「及び義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

第7条第1号中「久喜市の」を削る。

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部改正)

第17条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則(平成24 年久喜市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「久喜市小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校 及び義務教育学校管理規則」に改める。

別表第3中「小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「及び義務教育学校の後期課程」を加え、同表備考中「小学校にあっては6学級以上、その他の学校にあっては3学級以上の学校」を「6学級以上の小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)並びに3学級以上の中学校及び義務教育学校(後期課程に限る。)」に、「中学校にあっては6学級以上、その他の学校にあっては3学級以上の学校」を「6学級以上の中学校及び義務

教育学校(後期課程に限る。)」に改める。

(久喜市特別支援教育指導員規則の一部改正)

第18条 久喜市特別支援教育指導員規則(平成27年久喜市教育委員会規則第 2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第4条中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正)

第19条 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則(平成28 年久喜市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則

第1条中「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義 務教育学校」に改める。

(久喜市心理専門員規則の一部改正)

第20条 久喜市心理専門員規則(平成28年久喜市教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第4条第3号中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市スクールソーシャルワーカー規則の一部改正)

第21条 久喜市スクールソーシャルワーカー規則(平成28年久喜市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。 第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号中「小・中学校」を「学校」に改め、同条第3号中「久喜市立 小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市部活動指導員規則の一部改正)

第22条 久喜市部活動指導員規則(平成30年久喜市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「中学校」という。)」を「(義務教育学校の後期課程を含む。次条において「中学校」という。)」に改める。

(久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の一部改正)

第23条 久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則(平成30年 久喜市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校使用教科用図書の採択に関する規則

第1条中「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義 務教育学校」に改める。

別表第1中「小・中学校長」を「学校長」に改める。

別表第2専門部会(小学校)の表中「専門部会(小学校)」を「専門部会 (小学校及び義務教育学校の前期課程)」に改める。

別表第2専門部会(中学校)の表中「専門部会(中学校)」を「専門部会 (中学校及び義務教育学校の後期課程)」に改める。

(久喜市立図書館条例施行規則の一部改正)

第24条 久喜市立図書館条例施行規則(平成31年久喜市教育委員会規則第3 号)の一部を次のように改正する。

```
様式第3号中
```

Γ

```
      地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・

      職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・

      小学校 ・ 中学校 ・

      その他( )
```

を

Γ

```
      地域文庫 ・ 家庭文庫 ・ 読書サークル ・

      職場サークル ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・

      小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校

      その他( )
```

に改める。

(久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第25条 久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年久喜市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部改正)

第26条 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則(令和3年久喜市教育委員 会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校(以下「小・中学校」という。)」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)」に改める。

第2条及び第3条第1項中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部改正)

第27条 久喜市共同オンライン分教室に関する規則(令和4年久喜市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」 に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第1項中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

(久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正)

第28条 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和4年久喜市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小学校又は中学校」を「久喜市立小学校、中学校又は義 務教育学校」に改める。

(久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正)

第29条 久喜市教育支援センターに関する規則(令和5年久喜市教育委員会規 則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小・中学校」を「学校」に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第10条第3項中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令 和7年5月1日から施行する。

(久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の規定によりなされた許可は、この規則による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の相当規定によりな

されたものとみなす。

## 議案第8号

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する 規則について

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を、別紙のとおり改 正することについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和4年久喜市教育委員会規則第9 号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(繁理器号) No. 字 校 長 承 膠 分 3-1 3-2	<u>:</u>	扶助基	害者/母子 算 額 第 2 類	)(養薬器) (	日	E	j 生活扶助基準計 (e×逓減率、f~jの合計)		日		1 龍 駅 鑑 (a~d、j、kの合計)	ı	100   100			/ 	第一号数当)	第2号該当)	男 3 市談当 )
要額 調 書		田 華 準 日	期末一時障扶助費加						E							9 p	女弁区分 超陽(今第2条第1号談当)	段階( )	· 要保護)
:就学数 bp 費 C 係 b 设 入 鎖 ・ 鴨兒 bp		\ 	基 準 額教 材					在学学校名・学年(特別支援学級名)	E							.e	単		
特別支援教育		のある世帯昌 年 年 月 日 熊 柄	氏 名 (滿年齡)	年月日 公・母・本人 祖父母・その他 ( オ)	年月日 次・母・本人 祖父母・その他 ( オ)	年月日な・春・本人(カンタ・その他) カンタ・その他 (カンタ・	年月日 X・母・本人 祖父母・その他 ( オ)	人のない世帯員 生年月日 総当に攻を付れ、その他 名 (満年齢) (協当に攻を付れ、その他	年月日本人( 才)	年月日兄・塔・・孫・・孫・(	Е	年月日兄・塔・米・株(人) 40年	П (	年月日兄・塔・瑞・孫 (			/すること)		
江第2号(第7条関係) 議者等(申請者)氏名 住所				所 総所得金額 出	海 河 職 所 得 金 額	除 山林所得金額	A 特 の	雑 揖 按 除	所 社会保險 粋	小規模企業共済等 掛 金 控 除	H 8 条 滚 苯	游	ひとり親又は 募婦投除の額 保護者等のみ	α 4a	所得額(A - B) C	収入額(C×1/12) D	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)	300 000 000 000 000 000 000 000 000 000	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を改正す る規則について

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を、別紙のとおり 改正することについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部を改正する規則 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則(令和3年久喜市教育委員会規則第 12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1週間当たり4日以内かつ年間110日以内」を「年間200日以内」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第10号

久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する訓令 について

久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する訓令 (久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正)

第1条 久喜市立小・中学校職員服務規程(平成22年久喜市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び 義務教育学校管理規則」に改める。

第2条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第22条の5第1項及び第22条の6第1項中「提出することができる」を「提出しなければならない」に改める。

(久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する 規程(平成22年久喜市教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

> 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるセクシャル・ハラス メント防止等に関する規程

第2条第1号中「久喜市立小・中学校職員服務規程」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程」に改める。

(久喜市立学校備品管理規程の一部改正)

第3条 久喜市立学校備品管理規程(平成22年久喜市教育委員会訓令第11 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び 義務教育学校管理規則」に、「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学 校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程の 一部改正)

第4条 久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程(平成23年久喜市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程

(久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部改正)

第5条 久喜市任期付市費負担教職員服務規程(平成25年久喜市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び 義務教育学校管理規則」に改める。

第6条中「久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」に改める。

第8条中「(平成22年久喜市規則第8号)」を「(令和6年久喜市規則第15号)」に改める。

(久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の一部改正)

第6条 久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラス メントの防止等に関する規程(平成29年久喜市教育委員会訓令第4号)の一 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における妊娠、出産、育児又 は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程 (久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正)

第7条 久喜市共同学校事務室運営規程(令和2年久喜市教育委員会訓令第3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 鷲宮中学校・鷲宮西中学校区共同学校事務室の項中「上内小学校」 を削る。

第8条 久喜市共同学校事務室運営規程の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び 義務教育学校管理規則」に改める。

第2条第1項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第2項中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義 務教育学校」に改める。

別表第1中「構成する小学校及び中学校」を「構成する小学校、中学校及び 義務教育学校」に、

г

鷲宮中学校・鷲宮西中学校区共同	鷲宮小学校
学校事務室	砂原小学校
	鷲宮中学校
	鷲宮西中学校

を

г

鷲宮中学校・鷲宮西小中学校区共	砂原小学校						
同学校事務室	鷲宮中学校						
	鷲宮西小中学校						

J

に改める。

(久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第9条 久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程(令和5年久喜市 教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表鷲宮地区の項中「小学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中久喜市立小・中学校職員服務規程第22条の5第1項及び第22条の6第1項の改正規定並びに第5条中久喜市任期付市費負担教職員服務規程第8条の改正規定 公布の日
  - (2) 第7条の改正規定 令和7年5月1日

(久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の久喜市立小・中学校職員服務規程の規定によりなされた承認その他の行為は、この訓令による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の相当規定によりなされたものとみなす。

## 議案第11号

久喜市公立学校教育指導員規程を廃止する訓令について

久喜市公立学校教育指導員規程を、別紙のとおり廃止することについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

## 久喜市公立学校教育指導員規程を廃止する訓令

久喜市公立学校教育指導員規程(平成22年久喜市教育委員会訓令第8号)

は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 議案第12号

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示について

久喜市立学校評議員要綱等の一部を、別紙のとおり改正等すること について議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示 (久喜市立学校評議員要綱の一部改正)

第1条 久喜市立学校評議員要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第1号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に、「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び 義務教育学校管理規則」に改める。

(久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱 (平成22年久喜市教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

> 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使 用に関する取扱要綱

第1条中「久喜市立小・中学校職員」を「久喜市立小学校、中学校及び義務 教育学校の職員」に改める。

第2条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別記様式中「久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」に改める。

(久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 久喜市障がい児通学費補助金交付要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改める。 様式第1号中 Γ

久喜市立	小学校
	中学校

J

を

Γ

	小学校
久喜市立	中学校
	義務教育学校

J

に改める。

(久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱の一部改正)

第4条 久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱(平成22年久喜 市教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学生が」を「中学生(義務教育学校の後期課程の生徒を含む。 第2条第1号及び第2号において同じ。)が」に、「(以下「事業」とい う。)」を「(次条において「事業」という。)」に改める。

第2条第1号中「(以下「受入事業所等」という。)」を「(次条第2項第1号において「受入事業所等」という。)」に改め、同条第3号中「各中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加える。

(久喜市立学校動物飼育の管理に関する要綱の一部改正)

第5条 久喜市立学校動物飼育の管理に関する要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立幼稚園、小学校及び中学校」を「久喜市立幼稚園並びに 小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正)

第6条 久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱(平成22年久 喜市教育委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交 付要綱

第1条第1項中「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学校、中学校 及び義務教育学校」に改める。

第5条中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」に改める。

第6条第1項中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書」に改める。

第7条第1項中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金 実績報告書」に改める。

第8条第1項中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」に改める。

様式第1号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金の交付」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の交付」に改める。

様式第2号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知 書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金 交付決定通知書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金について」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について」に改める。

様式第3号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金の実績」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の実績」に改める。

様式第4号中「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書」に、「久喜市立小・中学校児童生徒大会参加費補助金について」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について」に改める。

(久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項の一部改正)

第7条 久喜市体力向上推進研究委嘱事業委託実施要項(平成22年久喜市教育 委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校児童生徒」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒」に改める。

( 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正 )

第8条 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱(平成22年久喜市教育委員会 告示第29号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「保育園、幼稚園、小学校又は中学校」を「市内の保育園、 幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校」に改 める。

(久喜市生涯学習人材バンク要綱の一部改正)

第9条 久喜市生涯学習人材バンク要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第3

7号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「小中学校関係者」を「小学校、中学校及び義務教育学校の 関係者」に改める。

様式第4号中

Γ

1年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計

J

を

Γ

小学校(美務教育学校の前期課程を含む))							
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)							
1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計	
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)							
1 £	F生	2 年生		3年生		合計	
(7年	(7年生) (8年生		<b>F生)</b>	(9年生)			

J

に改める。

(久喜市地域ボランティア手帳事業実施要綱の一部改正)

第10条 久喜市地域ボランティア手帳事業実施要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小中学生等の」を削る。

第3条中「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」 という。)」に、「小中学生及び」を「児童及び生徒並びに」に改める。

第4条、第6条及び第7条中「市内小中学校」を「学校」に改める。

(久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正)

第11条 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第51号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各 号の定めるところによる。
  - (1) 児童 学校教育法(昭和22年法律第26号。次号において「法」という。)第17条第1項の規定により市内の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している者をいう。
  - (2) 生徒 法第17条第2項の規定により市内の中学校、義務教育学校 の後期課程又は特別支援学校の中学部に就学している者をいう。

第3条を次のように改める。

(所掌事務)

第3条 推進本部会議は、第1条の目的を達成するため、児童及び生徒の通学 の安全その他の学校生活における安全に関する事務を所掌する。

(久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱の一部改正)

第12条 久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱(平成23年久喜市教育委員会告 示第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び 義務教育学校管理規則」に、「久喜市立の小学校及び中学校(以下「小・中学 校」という。)」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学 校」という。)」に改める。

第3条第1項及び第7条中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正)

第13条 久喜市教育研究会助成金交付要綱(平成24年久喜市教育委員会告示 第13号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義 務教育学校」に改める。

(久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部改正)

第14条 久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領(平成28年久喜市教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「苦情対応実施要綱(」の次に「平成28年久喜市教育委員会告示 第5号。」を加える。

第3条中「久喜市立小・中学校職員服務規程」を「久喜市立小学校、中学校 及び義務教育学校職員服務規程」に改める。

(久喜市学校給食費補助金交付要綱の一部改正)

第15条 久喜市学校給食費補助金交付要綱(平成31年久喜市教育委員会告示 第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「小学校若しくは中学校」を「小学校、中学校若しくは義務 教育学校」に改める。

(久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部改正)

第16条 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱(平成31年久喜市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「久喜市立中学校」の次に「若しくは義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

第2条を次のように改める。

### (補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、以下に掲げるものの保護者とする。
  - (1) 市内に住所を有する中学校第2学年若しくは第3学年の生徒又は義 務教育学校第8学年若しくは第9学年の生徒であって、英語検定を受験し た者
  - (2) 久喜市立中学校の第2学年若しくは第3学年に在籍する生徒又は久 喜市立義務教育学校の第8学年又は第9学年に在籍する生徒であって英語 検定を受験した者

(久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正)

第17条 久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱(平成31年久喜市教育委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

> 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の統廃合に伴う新校設立準備 委員会設置要綱

第1条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第7条中「第3号、」を「第3号。」に改める。

(久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正)

第18条 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱(令和元年久喜市教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の一部改正) 第19条 久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱(令和 3年久喜市教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用 に関する要綱

第1条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第1号中「別表第1又は別表第2」を「別表第1、別表第2又は別表第3」に改め、同条第2号中「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則」に改め、同条第3号ア中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の次に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加える。

様式第1号及び様式第2号中「久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」に改め、「備考欄に」及び「(別紙可)」を削る。

様式第3号中「久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱」に改める。

(久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正)

第20条 久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱(令和3年久喜市教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「久喜市立小学校又は久喜市立中学校」を「久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校」に、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則」に改める。

第3条第3号中「久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規

則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に 関する規則」に改める。

(久喜市立小・中学校教室の開放に関する実施要綱の廃止)

第21条 久喜市立小・中学校教室の開放に関する実施要綱(平成22年久喜市 教育委員会告示第36号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、 令和7年5月1日から施行する。

(久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部 改正に伴う経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の久喜市立小・中学校職員の 自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の規定によりなされた承認、手続そ の他の行為は、この告示による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育 学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の相当規定によりなされ たものとみなす。

(久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱(以下この項において「旧要綱」という。)第3条第2項の規定により現に委嘱されている新校設立準備委員会(以下この項において「旧委員会」という。)の委員である者は、この告示の施行の日にこの告示による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された新校設立準備委員会の委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同要綱第4条の規定にかかわらず、同日における旧委員

の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。 (久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の一部改正に

伴う経過措置)

4 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の久喜市立小・中学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校スクールバスの運行及び利用に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

## 議案第13号

久喜市学期制検討委員会設置要綱を廃止する告示について

久喜市学期制検討委員会設置要綱を、別紙のとおり廃止することに ついて議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市教育委員会 教育長 柿 沼 光 夫

# 久喜市学期制検討委員会設置要綱を廃止する告示

久喜市学期制検討委員会設置要綱(平成22年久喜市教育委員会告示第65号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 議案第14号

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を廃止する告示について

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求める。

令和7年2月21日提出

久喜市教育委員会 教育長 柿 沼 光 夫

# 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を廃止する告示

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱(令和3年久喜市教育委員会告示第36号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。